

茶産地における 農林水産省の支援策

注：本資料は令和7年度補正予算及び令和8年度政府予算をベースに作成しています。

「みどりチェック」に取り組みましょう！

農林水産省の補助事業等を活用する場合の要件として、環境負荷低減に取り組む「みどりチェック」（環境負荷低減のクロスコンプライアンス）が導入されました。

「みどりチェック」は、各補助事業等の目的と環境負荷低減の両立を目的としています。

令和9年度からの本格実施に向け、8年度は事業報告時に取組内容の提出、抽出により取組内容の確認が行われます。

各事業の最後に「お問い合わせ先」が記載されていますが、まずは静岡県拠点054-246-6121（代表）へお問い合わせください。

令和8年4月
関東農政局 静岡県拠点

茶産地における農林水産省の支援策

需要の把握	産地の茶の試作品開発・試飲会等を通じた消費者ニーズ調査等 2次・3次産業との連携による調査や実需者評価会の開催等	P.2
生産基盤整備	まとまった面積を担い手に集積・集約化するための区画整理等 限られた面積の茶畑で乗用機械の進入等を可能にする条件整備	P.5
鳥獣害対策、改植や栽培転換	シカによる新芽の食害等の防止対策 需要の見込まれる新品種への改植、有機栽培への転換等	P.18
スマート農業	スマート農業技術の導入	P.19
輸出への対応	輸出向け栽培体系への転換 輸出する茶の信頼を高める国際的認証の取得	P.21
施設等の整備	需要と産地の生産規模に対応した、てん茶加工施設等の整備 産地の収益力強化や農地利用の将来像の実現に資する機械等の導入	P.24
人材の確保	農業法人等における雇用就農の確保、自営就農等の促進 独立・自営就農を行う者の経営発展に向けた機械導入等	P.30
果樹への転換	茶園の荒廃を防ぐための果樹への転換	P.45
その他	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換	P.47

● 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (需要の創出)

(1) ポイント

茶を用いた新商品の開発に係る国内外における市場調査等に対して助成します。

生産・流通・消費の関係者が連携し、専門家等を活用したモデル的な産地の取組としても活用できます。

(2) 支援対象

農業者、農業者団体 等

(3) 支援内容

- ・ 国内外のニーズ調査
- ・ 新商品開発（コンサルへの相談、試作品の作成）
- ・ 消費者の理解促進に向けた試飲会の開催 など

補助率：定額（機械等のリースは1/2以内）

(4) 要件等

- ・ 受益農業者5名以上、65歳未満を含むこと

(5) スキーム

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち 地域資源活用・地域連携推進支援事業

（1）ポイント

6次産業化の取組に加え、茶畑の景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な主体の参画によって付加価値を創出していく取組に対して支援します。

（2）支援対象

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、市町村 など

（3）支援内容

- ① 新商品開発・販路開拓の取組
- ② 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 地域資源を掘り起こしビジネスアイデアを創出する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

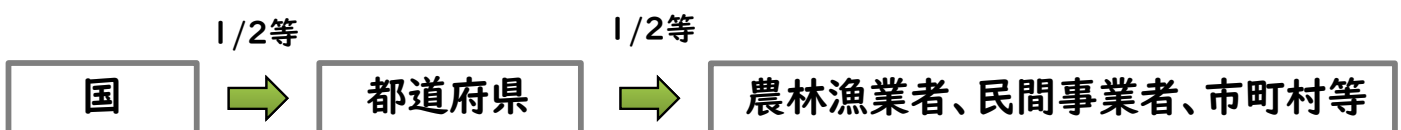
事業期間：上限2年

交付率：①～③は1/2以内、④は定額
（上限額500万円/事業期間）

（4）要件等

- ・事業実施主体と農林漁業者等を3者以上必ず含むネットワークを構築
（市町村以外が実施主体の場合）
- ・事業に関する売上高を10%以上増加させる目標の設定 など

（5）スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課 03-6744-2497

● 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

（1）ポイント

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における農林漁業者の所得向上や雇用増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

（2）支援対象

農林漁業者団体、中小企業者

※ 以下の①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要

- ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
- ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
- ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画

（3）支援内容

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、農林水産物等の多様な地域資源を活用した付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備

事業期間：1年

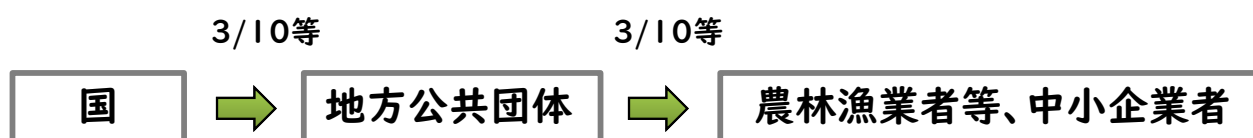
交付率：3/10等※（上限1億円等）

※中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合

（4）要件等

- ・事業実施主体が制度資金等の融資又は出資を活用すること
- ・事業実施主体を含む3者以上であって、多様な事業者が連携するネットワークの構築
- ・その他、事業に応じた費用対効果分析及び目標の設定 など

（5）スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課 03-6744-2497

● 農地中間管理機構関連農地整備事業

(1) ポイント

小区画不整形で分散している茶園の作業効率化、担い手への農地集積等を図るため、機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備を支援します。

(2) 事業実施主体

都道府県、市町村

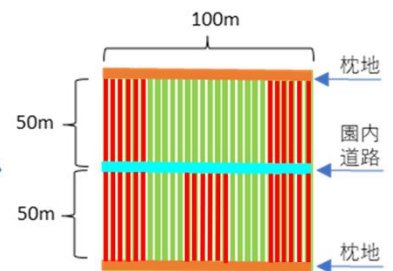
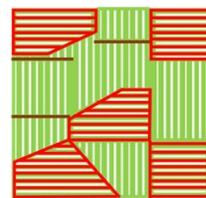
(3) 支援内容

区画整理、暗渠排水、客土、農業用排水施設等

【補助率】

62.5% 等

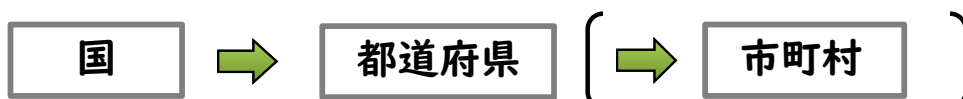
(補助率50% + 推進費12.5%)



(4) 要件等

- ・事業施行地域内農用地の全てで、①～③のいずれかを満たすこと
 - ①機構が農地中間管理権を有する農地
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
 - ③機構が所有する農地
- ・受益面積10ha以上（中山間地域、事業主体が市町村の場合は5ha以上）
（事業施行地域内農用地は1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）のまとまりのある農地）
- ・全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化
- ・事業完了後5年以内に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減 など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 03-6744-2208

● 畑地帯総合整備事業（担い手育成対策の場合）

（1）ポイント

茶園の作業効率化等を図るため、畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等を支援します。

（2）事業実施主体

都道府県（【付帯事業】都道府県、市町村、土地改良区）

（3）支援内容

区画整理、農業用排水施設整備、農道整備等

補助率（標準的な負担割合）

国：50% 県：27.5%、市町村：10% 農業者：12.5%

【付帯事業】

中心経営体農地集積促進事業

（中心経営体への農用地の集積・集約化への取組割合に応じて促進費（最大で事業費の12.5%）を交付）

（4）要件等

- ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること
- ・受益面積（茶園の場合）5ha以上
（優良品種・品目の作付面積が、地区全体の経営面積の20%以上と
なることが見込まれる場合におおむね0.5ha以上の団地の合計（まと
まりのある農地））
- ・中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、中心経営体農地集積
率が55%以上となること
（※R6年度以降計画策定地区又はR9年度以降新規採択地区は、担
い手農用地利用集積率が一定要件以上増加すること（例. 現況が
50%未満の場合は50%以上）

（5）スキーム

国



都道府県

【お問い合わせ先】農村振興局水資源課 03-3502-6246

● 農地耕作条件改善事業

(1) ポイント

地域計画の策定区域の農地を対象に、区画整理、茶畑への進入道の整備、土層改良などの基盤整備をきめ細かく支援します。

(2) 事業実施主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

(3) 支援内容

補助率

- ・定額（区画拡大、暗渠排水、湧水処理、除礫、客土、用排水路や農作業道等）
- ・定率（区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設、農作業道等）
（平地50%、中山間地域55%）

(4) 要件等

- ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域等であること
- ・総事業費が200万円以上であること
- ・事業の受益者数が農業者2者以上であること
- ・農地中間管理事業との連携概要等を作成していること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 03-6744-2208

● 畑作等促進整備事業

(1) ポイント

茶園の作業効率化等を図るため、畑地かんがい施設の整備や区画整理、農作業道等の基盤整備を、きめ細かく機動的に支援します。

(2) 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

(3) 支援内容

補助率

- ・定額（区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、更新整備等）（標準的な工事費の1/2相当）
- ・定率（農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等）
（平地50%、中山間地域55%）

(4) 要件等

- ・農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）であること
- ・ハード事業費が200万円以上であること
- ・受益者数が農業者2者以上であること
- ・工事期間が原則5年以内であること など

(5) スキーム

1/2、定額等



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課 03-3502-6246

● 大区画化等加速化支援事業

(1) ポイント

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、農業法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組等を支援します。

(2) 事業実施主体

大区画化等推進協議会、農業法人等

※各都道府県に1つずつ同協議会を設置。協議会は、都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県及び事業が行われる農地を含む市町村、農地中間管理機構、土地改良区、都道府県農業法人協会等も地域の実情に応じて構成員として参画（市町村の参画を必須とするのは令和9年度以降）

(3) 支援内容

定額助成

1. 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備
2. 調査・調整活動等に係るソフト事業
3. 大区画化等推進協議会の事務費 など

(4) 要件等

- ・農地の区画拡大を実施すること
- ・ハード事業は
 - 農振農用地のうち地域計画を策定した区域等であること
 - 総事業費が200万円以上であること
 - 事業の受益者数が農業者2者以上であること
 - 農地中間管理事業との連携概要等を作成していること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 03-6744-2208

● 日本型直接支払のうち 中山間地域等直接支払交付金

(1) ポイント

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

(2) 支援対象者

農業生産活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）を継続するための活動や農業生産活動（ネットワーク化活動計画の作成）等の体制整備に取組等を5年以上継続して耕作を行っている農業者等

(3) 支援内容

畑 急傾斜（15度～） 11,500円／10a
緩傾斜（8度～） 3,500円／10a

(4) 要件等

中山間地域等（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）であること。

農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地であること。

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 03-3501-8359

● 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (改植等支援)

(1) ポイント

産地で策定する品質向上戦略に基づき実施する、新品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間、有機や輸出向け栽培体系への転換等に対し支援します。

(2) 支援対象

農業者団体 等



茶の改植



てん茶栽培への転換

(3) 支援内容

- ①新植：12万円/10a ※
- ②改植・移動改植：15.2万円/10a ※
- ③改植・新植に伴う未収益期間の支援：
14.1万円/10a (他品種への改植は18.1万円/10a) ※
- ④棚栽培への転換 (未収益支援)：4万円/10a ※
- ⑤棚栽培転換に必要な資材費：10万円/10a
- ⑥台切りに伴う未収益支援：7万円/10a ※
- ⑦有機栽培への転換に伴う資材費：10万円/10a
- ⑧てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- ⑨輸出向け栽培体系への転換：5万円/10a
- ⑩茶園整理 (抜根)：5万円/10a
(酸度矯正等を実施する場合は8万円/10a)
- ⑪中山間地域等での有機・てん茶転換に必要となる改植と合わせた簡易な園地整備：1/2以内 (市町村ごとに上限100万円)

(4) 要件等

産地の品質向上戦略の策定、改植等の実施面積20a以上など

なお、(3)の※印の支援を受けるには、「地域計画の目標地図に位置付けられている者(又は、位置付けられることが確実と見込まれる者)が将来にわたって営農を行うことが確実な園地」であることが必要です。

(5) スキーム

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● 産地生産基盤パワーアップ事業のうち 園芸作物等の先導的取組支援（改植等支援）

（1）ポイント

新品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間、有機や輸出向け栽培体系への転換、凍霜害対応設備の導入等、需要の変化に対応し、国際競争力強化に向け産地を先導する取組に対し支援します。

（2）支援対象

農業者団体 等

（3）支援内容



茶の改植



てん茶栽培への転換

- ①新植：1/2以内 ※
- ②改植・移動改植：1/2以内 ※
- ③改植・新植に伴う未収益期間の支援：
14.1万円/10a（他品種への改植等は18.1万円/10a） ※
- ④棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a ※
- ⑤棚栽培転換に必要な資材費：1/2以内
- ⑥台切りに伴う未収益支援：7万円/10a ※
- ⑦有機栽培への転換に伴う資材費：1/2以内
- ⑧てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：1/2以内
- ⑨輸出向け栽培体系への転換：1/2以内
- ⑩茶園整理（抜根）：1/2以内
- ⑪中山間地域等での有機・碾茶転換に必要となる改植と合わせた簡易な園地整備：1/2以内
- ⑫災害対応設備の導入：1/2以内

(4) 要件等

茶産地展開計画の策定、受益農業従事者5名以上、
改植等の実施面積20a以上 など

なお、(3)の※印の支援を受けるには、「地域計画の目標地図に位置付けられている者(又は、位置付けられることが確実と見込まれる者)が将来にわたって営農を行うことが確実な園地」であることが必要です。

(5) スキーム

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機転換推進事業

(1) ポイント

新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

(2) 支援対象

有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）又は慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者

（※これまでに本事業による支援を受けていない者であること）

(3) 支援内容

・新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するに当たり必要な経費相当額を支援します。

・補助率：2万円以内/10a

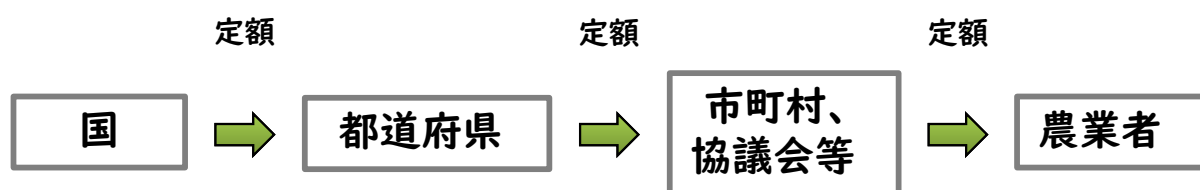
（※申請額の合計が予算額を上回った場合には交付額が減額されることもある。）

(4) 要件等

・将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと及び「みどり認定」を受けている又は受ける予定があること

・有機農業での新規就農者の場合、地域における国際水準の有機農業の平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績があること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局農業環境対策課 03-6744-2114

● みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな栽培体系加速化事業

(1) ポイント

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する技術」を取り入れるグリーンな生産体系への転換を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産物の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

(2) 支援対象

協議会（都道府県又はJAを含む）、地方公共団体等

(3) 支援内容

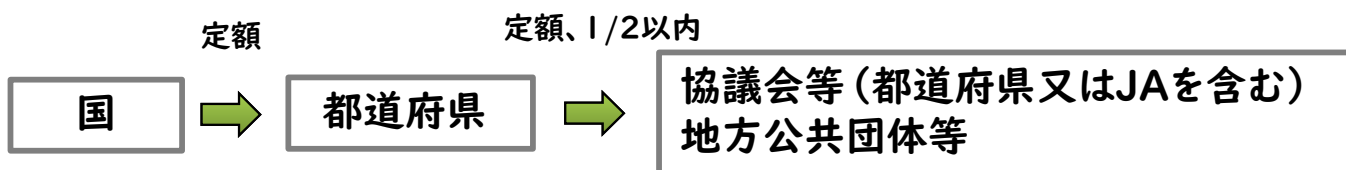
- ① 検討会の開催
- ② グリーンな栽培体系の検証
- ③ ②に必要なスマート農業機械等の導入等
- ④ グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定、情報発信（HP掲載など）

・補助率：定額（③以外）、1/2以内（③）

(4) 要件等

- ① 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術
- ② 複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術
- ③ 高温等の影響を回避・軽減する栽培管理等の技術

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局技術普及課 03-6744-2107

● みどりの食料システム戦略推進交付金のうち みどりの事業活動を支える体制整備

(1) ポイント

みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「特定計画」という。）の認定を受けた農林漁業者等が行う計画の実施に必要な機械・施設の導入を支援します。

(2) 支援対象

- ・ 特定計画の認定を受けた農林漁業者
- ・ 特定計画で関連措置実施者（農林漁業者へ資材・機械等の提供を行う者）に位置付けられた事業者
- ・ みどり認定を受けた大規模有機農業者

(3) 支援内容

農林漁業者等がみどりの食料システム法に基づく特定計画等認定を受けて行う機械や施設（除草機、堆肥舎等）の導入を支援します。

補助率：1/2以内

(4) 要件等

- ・ みどり認定農業者（特定計画の認定者・関連措置実施者又は大規模有機農業者）

(5) スキーム



【お問い合わせ先】

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 03-6744-7186

● 鳥獣被害防止総合対策交付金

(1) ポイント

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害防止のため鳥獣の捕獲やジビエ利用拡大への取組等を支援します。

(2) 事業実施主体

都道府県、地域協議会、民間団体、コンソーシアムなど

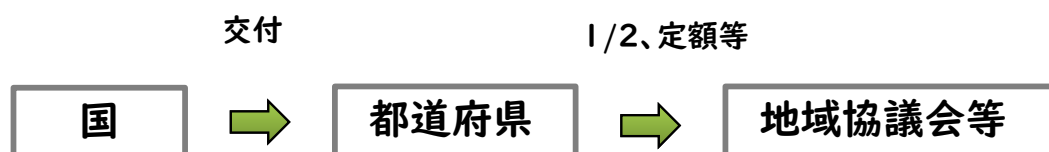
(3) 支援内容

- ・「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止策の省力的な管理（通電性向上舗装）、ジビエ利用拡大
- ・野生鳥獣の捕獲活動に係る取組
- ・シカの集中捕獲やクマの捕獲対策
- ・ICT等を活用したスマート捕獲対策を支援します。
- ・補助率：定額、1/2以内等

(4) 要件等

- ・被害防止計画が作成されていること又作成が確実に見込まれること
- ・柵整備等の場合、受益戸数3戸以上であること
- ・クマの捕獲対策について、有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち生息環境管理を含め複数の取組が行われていること又は確実に見込まれること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局鳥獣対策・農村環境課 03-3591-4958

● スマート農業・農業支援サービス事業 加速化総合対策事業（サービス加速化事業）

(1) ポイント

労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入とそれを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

(2) 支援対象

下記①の事業：農業者、農業支援サービス事業者、農機メーカー等
下記②の事業：農業支援サービス事業者等

(3) 支援内容

①スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援
補助率：定額（上限：500万円）

②農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援

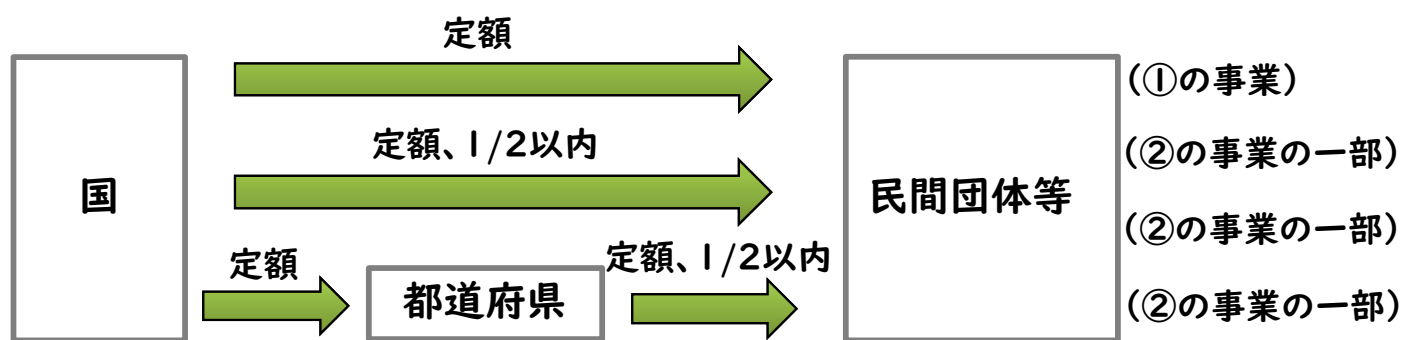
補助率：定額、1/2以内（補助上限あり）

(4) 要件等

①の事業：改良したスマート農業機械等を農業者又は農業支援サービス事業者が活用すること など

②の事業：サービス提供面積の拡大に結び付く取組であること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局技術普及課 03-6744-2107

● 輸出先国規制対応支援事業 (うち国際的に通用する認証等の新規取得の支援)

(1) ポイント

輸出先国から求められる規制に対応・適合し、国際的に求められることが多い認証等の取得を推進することが課題。このため、輸出環境の整備に必要な認証等取得に係る費用を支援します。

(2) 支援対象

民間団体 など

(3) 支援内容

①輸出先国の政府等が求める宗教上の条件に係る認証

(例) ハラル、コーシャなど

②輸出先国の小売業者等が求める食品安全等に係る認証

(例) FSSC22000、ISO22000など

③輸出先国の市場において差別化が図られる認証

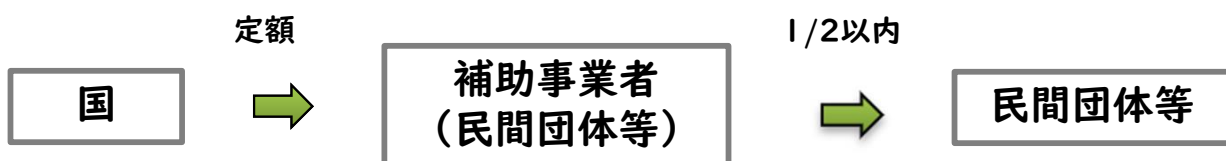
(例) 水産・森林等の資源や環境に配慮した生産に対する認証など

・補助率：1/2以内

(4) 要件等

GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)のコミュニティサイトに登録していること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】輸出・国際局規制対策グループ 03-3501-4079

● 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

(1) ポイント

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラル・コーシャ等）に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

採択基準を満たせば、荒茶加工ラインや製茶ラインにも活用できます。

(2) 支援対象

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等

(3) 支援内容

○輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するための製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備（施設等整備事業）

・輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備

・ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備

・検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

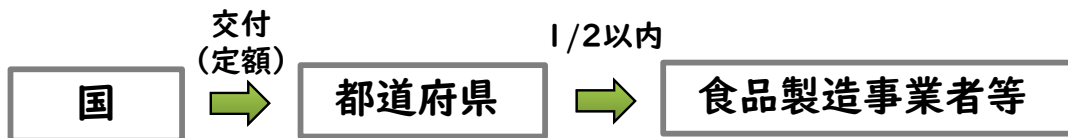
○施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング費用等の経費（効果促進事業）

・補助率：1/2以内

(4) 要件等

- ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること
- ・輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受けている又は認定を確実に受ける見込みであると認められること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】輸出・国際局輸出支援課 03-6744-2375

● 強い農業づくり総合支援交付金 (産地基幹施設等支援タイプ)

(1) ポイント

産地の収益力強化と持続的な発展等のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援する事業です。

(2) 支援対象

農業者団体(農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体)等

(3) 支援内容

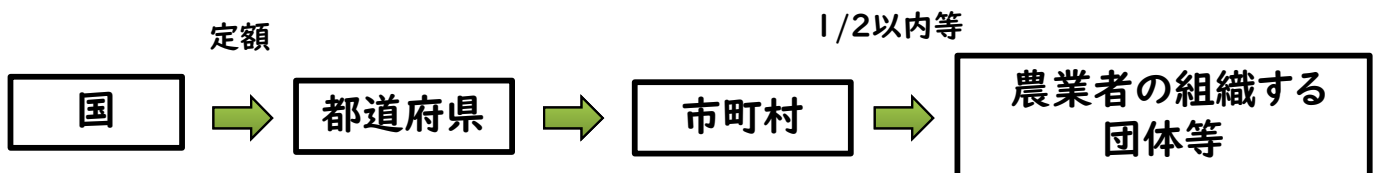
補助率：1/2以内等

対象経費：産地基幹施設の整備又は再編等

(4) 要件等

- ・受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・総事業費5千万円以上であること
- ・環境負荷低減に係る取組を実施しチェックシートの提出・保管を行うなど

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

(1) ポイント

地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

(2) 支援対象

農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

(3) 支援内容

交付率：1/2以内（国費上限：単年度あたり20億円）

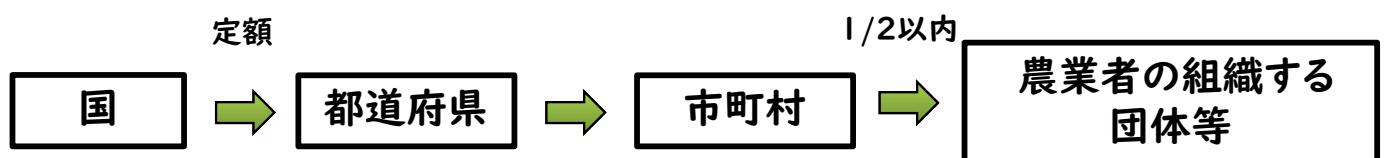
対象経費：産地基幹施設の整備又は改修、既存施設の撤去費用

※都道府県又は市町村もしくはその両方が事業費の一部を負担する場合、その負担する額の1/2以内（最大で国費の1/6以内）を国が追加的に支援

(4) 要件等

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・「再編集約・合理化計画（最大3年間）」を作成すること
- ・修繕・更新に係る積立計画を提出すること
- ・総事業費が原則、単年度あたり5千万円以上であること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局生産推進室 03-3502-5945

● 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策

(1) ポイント

収益力の強化に計画的に取り組む産地を対象に、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換を総合的に支援します。

(2) 支援対象

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に位置付けられている農業者、農業者が組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）、民間事業者等

(3) 支援内容

① 整備事業

- ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善
- ・高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組 等

補助率：1/2以内等



② 基金事業

- ・コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ・高付加価値化に必要な生産資材の導入 等

補助率：1/2以内

（リースの場合は本体価格の1/2以内）



(4) 要件等

- ・産地パワーアップ計画において設定した産地全体で基準を満たした成果目標を定めること。
- ・産地パワーアップ計画（収益性向上対策）に取り組む産地の面積要件（茶畑10ha以上（中山間地域では5ha以上））を満たしていること 等

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

※生産性向上やエネルギーコスト削減に資する生産・加工機械等のリース導入は、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進及び産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援においても支援。

● 地域農業構造転換支援事業

(1) ポイント

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

(2) 支援対象

地域計画の目標地図に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している者及び市町村が認める者）

(3) 支援内容

農業用機械・施設の導入、農業用機械のリース導入

補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）

補助上限額：個人1,500万円、法人3,000万円

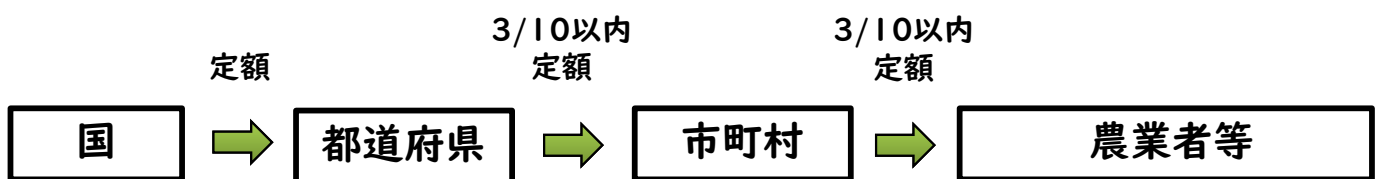
(4) 要件等

- ・地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域は5割以上）の地域、又は、現行の地域計画か、見直し後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となる地域であること。
- ・個々の事業内容について、単年度で完了すること。
- ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ・事業の対象となる農業用機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること（中古の場合は、使用可能と認められる年数が2年以内であること）。
- ・運搬用トラック、パソコン、倉庫等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- ・助成対象者の成果目標の達成に直結するものであり、かつ、既存の農業用機械等の単なる更新を行うものではないこと。

- ・導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等、自然災害による被災に備えた措置がされるものであること。
- ・成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと。 など

申請者の経営改善の取組の実績や目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局経営政策課担い手総合対策室 03-6744-2148

● 農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）

（1）ポイント

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

（2）支援対象

地域計画の目標地図に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している者及び市町村が認める者）

ただし、新規に就農した方は認定農業者又は認定就農者に限ります。

（3）支援内容

融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入

補助率：3/10以内

補助上限額：300万円

（一定の条件を満たす者は上限を600万円に引き上げ）

（4）要件等

- ・融資を受けて農業用機械等の導入を行うこと。
- ・個々の事業内容について、単年度で完了すること。
- ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ・事業の対象となる農業用機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。（中古の場合は、使用可能と認められる年数が2年以内であること）。
- ・運搬用トラック、パソコン、倉庫等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- ・助成対象者の成果目標の達成に直結するものであり、かつ、既存の機械等の単なる更新を行うものではないこと。

- ・導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等、自然災害による被災に備えた措置がされるものであること。
- ・成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと。 など

申請者の経営改善の取組の実績や目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

(5) スキーム



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室 03-6744-2148

● 雇用就農の総合的な推進のうち雇用就農資金

(1) ポイント

雇用就農者の確保・育成を推進するため、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付します。

(2) 支援対象

農業法人等

(3) 支援内容

(雇用就農者育成・独立支援タイプ)

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※1,2

(年間最大60万円※3、最長4年間)

(新法人設立支援タイプ)

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※1,2

(年間最大120万円、最長4年間(3年目以降は年間最大60万円))

(次世代経営者育成支援タイプ)

農業法人等が職員を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成(月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間)

※1 新規雇用就農者の増加分が対象

(離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。)

※2 就農希望者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間最大15万円を加算

※3 1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ、3人目以降は年間最大20万円

(4) 要件等

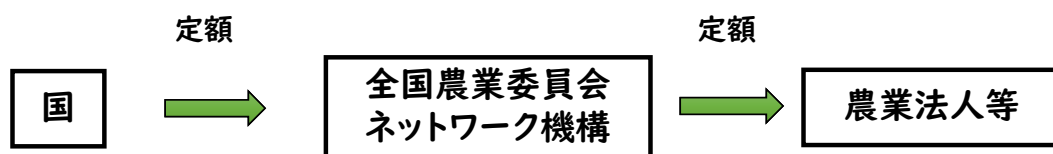
<農業法人等の主な要件>

- 1 おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等）又は新規就農者を雇用して技術を習得させる機関であること。
- 2 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）が実施可能なこと。
- 3 法人等雇用就農者に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること。
- 4 法人等雇用就農者との間で正規の従業員（以下「正社員」という。）として期間の定めのない雇用契約を締結すること。
- 5 法人等雇用就農者に習得させる技術を明記した研修計画を作成し、その研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載すること。
- 6 農業の「働き方改革」について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有すること。
- 7 従業員が6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。
- 8 原則として雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。
- 9 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、①年間総労働時間の就業規則等への規定、②産休・育休等の就業規則等への規定、③人材育成及び評価の仕組みの整備、④男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備、⑤くるみん・えるぼしの認定のいずれか2つ以上を実施。

<法人等雇用就農者の主な要件>

- 1 本事業の支援終了後も就農を継続又は研修終了後1年以内に独立（農業法人の設立による独立を含む。）する強い意欲を有する原則 50 歳未満の者であること。
- 2 新たに農業法人等に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者（ただし、独立等することを前提とした法人等雇用就農者の場合はこの限りでない。）で、採用されてから4か月以上12 か月未満の者であること。
- 3 主に農畜産物の生産に関する業務に従事すること。
- 4 法人等雇用就農者が外国人の場合には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。
- 5 当該法人等雇用就農者を含め、当該農業法人等において同一年度内に新規に対象となる法人等雇用就農者数が、5名以内であること。（新法人設立支援タイプの対象者は除く）

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-6744-2160

● 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金

(1) ポイント

次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階を支援する資金を交付します。

(2) 支援対象

研修期間中の研修生（就農予定時に49歳以下）

(3) 支援内容

就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付

交付額：13.75万円/月（165万円/年）を最長2年間

交付主体

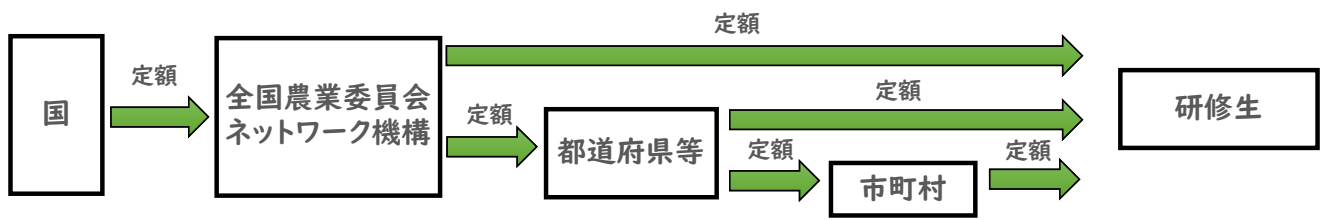
- ・ 市町村
- ・ 都道府県域の研修機関（農業大学校等）の場合は都道府県等
- ・ 全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間にわたって就農を継続すること
- ② 都道府県等が認めた研修機関等でおおむね1年以上かつおおむね年間1,200時間以上研修を受けること
- ③ 親元就農する場合は、就農後5年以内に経営を継承する又は、独立・自営就農すること
- ④ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】関東農政局 経営支援課 048-740-0394

● 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金

(1) ポイント

次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。

就農準備資金の交付を受けた後に、経営開始資金の交付を受けることも可能です。

(2) 支援対象

独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付

交付額 : 13.75万円/月(165万円/年)を最長3年間

交付主体 : 市町村

※市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- ③ 経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること
- ④ 目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】関東農政局 経営支援課 048-740-0394

● **新規就農者確保緊急円滑化対策のうち**

7年度補正

世代交代・初期投資促進事業<世代交代円滑化タイプ>

● **新規就農者育成総合対策のうち**

8年度当初

経営発展支援事業<特別枠(地域計画早期実現支援枠)>

(1) ポイント

次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しします。

(2) 支援対象

将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる、49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

(3) 支援内容

地域計画の実現に向け、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、

- ① 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組
 - ② 機械・施設等の導入(機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象)
- を一体的に支援します。

支援額： 補助対象国費上限600万円

**補助率： ①国1/3(都道府県支援分の2倍を国が支援)、都道府県1/6
②都道府県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2)**

対象経費： 機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース、定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等

(4) 要件等

- ① 将来像が明確化された地域計画※¹又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが确实と見込まれること。
- ② 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した個人又は法人※²であること。
- ③ 青色申告を行うこと。
- ④ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。
- ⑤ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可。

※¹ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域。

※² 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満。

(5) スキーム



【お問い合わせ先】関東農政局 経営支援課 048-740-0394

- 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち
世代交代・初期投資促進事業<初期投資促進タイプ>
- 新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業
<通常枠>

7年度補正

8年度当初

(1) ポイント

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入等を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

(2) 支援対象

独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援

支援額：補助対象国費上限500万円
(経営開始資金の交付対象者は上限250万円)

補助率：都道府県の支援分の2倍を国が支援
(国の補助上限1/2)

<例> 国1/2、都道府県1/4、本人1/4

対象経費：機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等

(4) 要件等

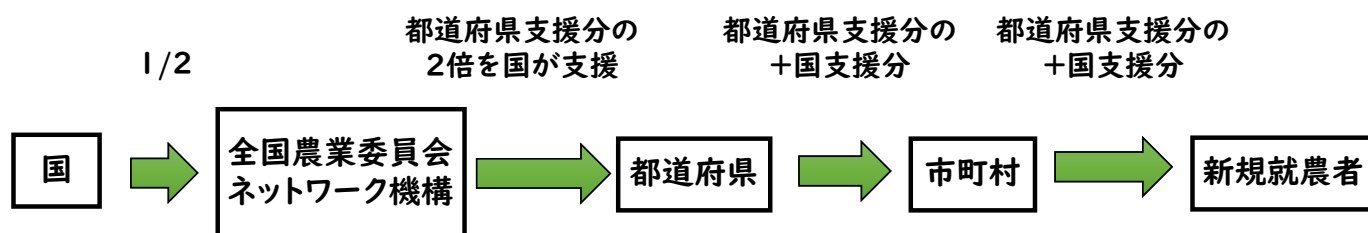
① 独立・自営就農する認定新規就農者であること。

(※初期投資促進タイプでは、令和6年度又は7年度中に経営を開始した者が対象)

(※通常枠では、事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始した者が対象)

- ② 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
 ※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画(売上1割増等)であること。
- ③ 目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる、もしくは農地中間管理機構から農地を借受けていること。
- ④ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。

(5) スキーム



【お問い合わせ先】関東農政局 経営支援課 048-740-0394

● 地域農業構造転換支援対策のうち 新規就農者チャレンジ事業

(1) ポイント

地域農業の構造転換に向けて、新規就農者が早期に経営発展するために必要な農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。

(2) 支援対象

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む認定新規就農者に対し、農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。

(3) 支援内容

【対象者】

認定新規就農者（独立・自営就農時の年齢が65歳未満）

【対象となる取組】

- 農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）
- 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
- 家畜の導入
- 果樹・茶の新植・改植
- 農業用機械のリース導入 など

【支援額】

国費上限：個人1,500万円 法人3,000万円

【補助率】

購入：3/10以内 リース：定額（取得額相当の3/7）

(4) 要件等

<対象地区>

営農地が属する地域計画が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実である必要があります。

- ① 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
- ② 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する

<主な要件>

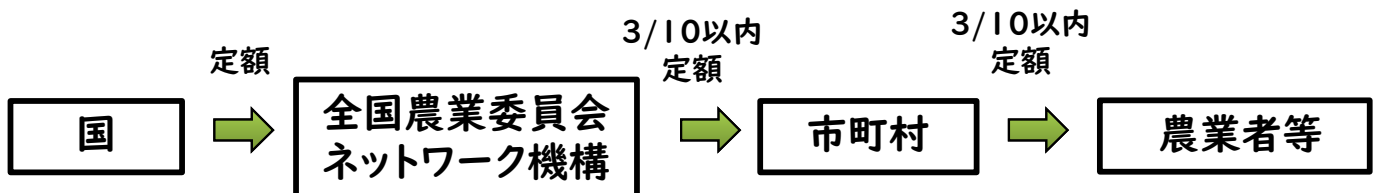
- 青年等就農計画の認定を受けていること
- 地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- 経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）

<成果目標（事業実施年度の翌々年度の目標）>

以下のうち、いずれか1つの成果目標を選択して取り組む必要があります。

- 経営面積の3割以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大（付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費）
- 労働生産性3%以上の向上（労働生産性 = 付加価値額 ÷ 総労働時間（又は労働人数））

(5) スキーム



【お問い合わせ先】関東農政局 経営支援課 048-740-0394

● 果樹農業生産力増強総合対策 (果樹経営支援等対策事業)

(1) ポイント

お茶の生産継続が困難と判断した茶園については、荒廃農地とならないように他品目への転換も選択肢となります。

本対策は、茶から果樹への転換にも活用できるものです。地域計画の目標地図において位置付けられた園地を対象として、果樹産地計画に定められた優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援します。また、近年顕在化する気候変動への適応対策として、高温障害発生低減に向けた資機材導入等も支援します。

(2) 支援対象

果樹生産者等

(3) 支援内容

- ・みかん等のかんきつ類の新植：21万円/10a
- ・かんきつ類以外への主要果樹への新植：15万円/10a
- ・改植等に伴う未収益期間の支援：22万円/10a
(5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付)
- ・根域制限栽培(みかん等の柑橘類)への新植：108万円/10a
- ・ジョイント栽培(なし、もも、すもも等)への新植：32万円/10a
- ・V字ジョイント栽培(なし、りんご、もも等)への新植：71万円/10a
- ◆小規模園地整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備)、用水・灌水施設の整備 補助率：1/2以内
- ◆モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等 補助率1/2以内
- ◆高温障害発生低減に向けた技術的対策(遮光ネット、土壌被覆資材、細霧冷房等機材の導入やマメコバチ増殖のための経費等を支援) 補助率1/2以内

(4) 要件等

地域計画の目標地図において位置付けられた者（見込む）が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-3502-5957

● 施設園芸等燃料価格高騰対策のうち 茶セーフティネット構築事業

(1) ポイント

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換に取り組む農業者に対し、月ごとの平均燃料価格が基準価格を超えた場合に補填金を交付します。

(2) 支援対象者

茶業を営む者が3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等

(3) 支援内容

燃料価格が一定を超えた場合に補填金を交付。

(4) 要件等

支援対象者は、積立水準と燃料購入数量を設定し、補填積立金を納入(国と農業者が1:1で積立)すること。

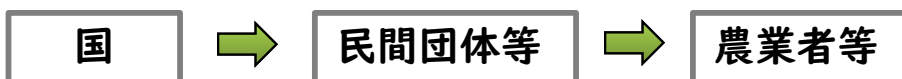
(補填積立金=積立単価×燃料購入予定数量×1/2)

支援対象者は、1工場当たりの燃料使用量を3年間で15%以上削減する目標と、目標達成に向けた取組を設定すること

※ 2期目以降に継続して取り組む場合は、1工場当たり燃料使用量をさらに15%以上削減するほか、1kg当たり燃料使用量の15%以上削減する目標に取り組む。計30%以上の燃料使用量削減を達成した場合は、更なる省エネ対策に不断に取り組むこと。

(令和8年度の基準価格…A重油：103.5円/L、LPガス：126.6円/kg、LNG：87.7円/m³)

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農林水産省農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194